

【NEWS RELEASE】

2019年8月19日

各位

株式会社三井住友銀行

社会貢献特約の取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取 CEO：高島 誠）は、2019年9月2日（月）より、一時払保険において「社会貢献特約」（引受保険会社：三井住友海上プライマリー生命保険株式会社）の取扱を開始します。

これまで、保険商品は「少しでも多くの資産を家族に遺したい」との考えに応える手段の一つとして活用されてきました。

しかし、近年の少子化・核家族化といった様々な社会構造の変化等により、社会に貢献するため「寄附をしたい」等、自分の価値観にあった資産の使い方を選択する時代へと多様化しております。

そこで今般、三井住友海上プライマリー生命と、従来「家族（1）」に限定してきた保険金等の受取人を「指定公益団体（2）」に指定できる「社会貢献特約」を共同開発致しました。

本特約を保険加入時に付加することで、保険金等を保険契約者が指定した寄附先に支払うことが可能になり、「寄附をしたい」というお客さまのニーズにお応えすることができます。

- （1）原則、被保険者の3親等以内の親族
- （2）本特約を付加したご契約の保険金等の受取人となることについて、三井住友海上プライマリー生命と合意した団体

三井住友銀行は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えできるよう、より一層商品の充実に取り組んでまいります。

以上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、商品のパンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等の資料をご覧ください。

< 社会貢献特約（商品概要） >

項目	内容
特約名	社会貢献特約
本特約を付加できる商品及び保険金	<p>個人年金保険「一生涯受け取れる 人生応援年金」 （据置期間中）死亡保険金 （年金支払期間中）死亡一時金 据置期間0年の「死亡時保証なし型」除く</p> <p>一時払終身保険「しあわせ、ずっと」 死亡保険金</p>
保険金等の受取人	<ul style="list-style-type: none"> ・三井住友海上プライマリー生命保険が指定する下記2公益団体から契約者が選択する 公益財団法人 日本ユニセフ協会 日本赤十字社 2019年9月2日時点 将来、追加・変更される可能性あり
付加条件	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者 = 被保険者となる新契約申込み時のみ付加可能 （但し、一団体100%受取に限る） ・社会貢献特約の解約は可能 ・社会貢献特約付加後、保険金等の受取人とする指定公益団体の変更は可能 ・既契約への付加は不可
費用	受取人に支払う保険金等から、保険金額の1%（最大10万円）を控除

< 生命保険全般に関する留意点 >

ご検討にあたっては、各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款・特別勘定のしおり等の資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。

一部の商品については、ご契約時の契約時費用のほか、ご契約後も毎年、保険関係費用、運用関係費用、年金管理費用等がかかりますが、商品やご選択いただく特別勘定、年金の受取方法等により異なりますので表示することができません。また、一定期間内に解約された場合、解約控除がなされる場合があります。お客さまにご負担いただく手数料等はこれらを足し合わせた金額となります。

外貨建ての保険商品のご購入または年金や死亡給付金、死亡保険金等のお受取にあたって、外貨と円貨を交換する場合には為替手数料等が上記の各種手数料等とは別にかかります。為替手数料等は通貨および金融機関等によって取扱が異なりますので表示することができません。くわしくは、各金融機関の窓口でご確認ください。

当行による元本および利回りの保証はありません。

一部の商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落や市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、年金、死亡保険金、解約返戻金等が払込保険料を下回るリスクがあります。

外貨建ての保険商品の場合、外国為替相場の変動により、年金、死亡保険金、解約返戻金等を円換算した金額が、払込保険料を円換算した金額を下回るリスクがあります。

保険商品は、引受生命保険会社が保険の引受を行う商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、当行ではなく、引受生命保険会社となります。このため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに有効に成立します。

保険商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。

引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金額、死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金額、死亡保険金額、解約返戻金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。

保険商品のお申込の有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。

当行では借り入れられた資金（他の金融機関での借入金を含みます）を保険料とする保険商品のお申込はお断りしています。

法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。

保険会社による保険金や給付金等のお支払について、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。

保険会社への保険料のお払込について、保険料お払込の猶予期間中に保険料のお払込がない場合、ご契約は失効します。失効した場合、保険金や給付金等の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。

くわしくは各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等をご確認ください。